

衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場 覆土用材の受入基準等

○対象とする覆土用材 建設発生土(汚泥を除く。)及び建設発生土(汚泥を除く。)の改良土。
○受入基準 受入については、以下のいずれにも該当する場合とする。 1. 当財団の建設発生土(土壤環境基準に適合するもの)の判定基準(その2)以下であること 2. pH が 5.0～9.0 の範囲内であること 3. 平成 18 年 8 月 10 日付国官技第 112 号大臣官房技術調査課長通達に規定する第 1～3 種建設発生土に該当すること 4. シルト分(粒度 0.075mm 以下のもの)が 50%以下であること 5. 異物(廃棄物を含む)を含まないこと 6. 最大径が概ね 75mm 以下であること
○受入条件 ① 搬入については覆土用材の排出事業者が行うこととする。 ② 最小搬入量については、原則として排出現場あたり 500m³ 以上とする。 ③ 受入は原則無償とする。
○覆土用材の検査 (1) 検査 検査については排出事業者が行うものとし、当財団の判定基準(その2)、pH の溶出試験及び平成 18 年 8 月 10 日付国官技第 112 号大臣官房技術調査課長通達で規定する土質区分判定のための調査試験とする。 (2) 検査頻度 検査は、概ね 3,000m³ 毎に 1 回以上行う。また、管路等の工事については、250m 毎に 1 回以上行う。なお、契約された工事現場単位毎に行うものとするが、分割発注等であつて、当該工事現場が一連の工事と見なすことができる場合は、まとめて 1 回の検査で行えるものとする。